

レンタカー貸渡約款（要約）

【第1章 総則】

- ・本約款は、当社が貸渡すレンタカーの利用に関する基本的な条件を定めるものです。
- ・ご利用者（以下「借受人」）は、本約款に同意のうえ、レンタカーを利用します。

【第2章 予約・貸渡手続】

- ・貸渡は、事前予約または当日申し込みにより行います。
- ・借受人は、運転免許証の提示が必要です。
- ・当社は安全確認や適格性判断により貸渡を拒否する場合があります。

【第3章 使用条件】

- ・レンタカーは契約書記載の期間・目的の範囲内で使用してください。
- ・飲酒運転、無断転貸、法令違反行為は禁止です。
- ・指定された範囲外での利用や無断延長は禁止です。

【第4章 料金】

- ・料金は基本料金、免責補償料、ガソリン代、超過料金などから構成されます。
- ・無断延長や違反があった場合、別途料金や違約金が発生する場合があります。

【第5章 保険・補償制度】

- ・車両には保険が付帯していますが、適用外となる損害については借受人の負担です。
- ・NOC（ノン・オペレーション・チャージ）などの補償制度がありますが、加入は任意です。
- ・故意・重大な過失・違反行為がある場合、補償の対象外となります。

【第6章 事故・故障対応】

- ・事故発生時は警察と当社へ速やかに連絡し、指示に従ってください。
- ・無断で示談したり、修理したりしてはいけません。
- ・故障・不具合の場合も必ず当社へ連絡してください。

【第7章 返却】

- ・契約期間終了時に車両を返却してください。
- ・ガソリンは満タン返却が原則（もしくは所定の精算）。
- ・損傷・汚損がある場合、修理・清掃費用を請求することがあります。

【第8章 契約の解除・違反】

- ・借受人が約款に違反した場合、当社は契約を解除し、車両の返還を求めることができます。
- ・借受人は損害賠償責任を負う場合があります。